

1. 取組について (8頁以内)

(1) 取組の全体の概要

1) 取組の背景

平成19年度に法科大学院1期生を送り出したが、司法制度における法曹養成の一翼を担う法科大学院での法曹養成・教育過程において、様々な問題点もまた顕在化してきた。とりわけ重要問題と思われるのは、法科大学院教育は「理論と実務を架橋する」教育を目標として掲げたが、それがあるべき法曹像にとって具体的にどのような教育を実施すべきかについては、手探り状態のままであるという点である。特に、各基礎科目の教育内容を実務とリンクさせて、どのレベルまで教授すべきかについては、その確定及び標準化は未だ十分になされていない。しかし、これをきちんと確立しない限り、法科大学院教育はその存在意義を失うことにもなりかねない。すなわち、法科大学院において本来は不可欠な事柄である①教育内容・レベル(教育方法を含む)の確定と標準化の問題は依然未解決のままである点を十分に考慮しなければならないのである。ところが、この点については、基本的には個々の教員に委ねられており、教員個人の能力に依存する傾向が高い。しかし、反面で、教員の研究能力と教育能力が常に一致して高いレベルにあるかという点必ずしもそうではない。特に、地方大学では、学生同様、教員(特に研究者教員)も中央志向が強く、優秀な人材を確保することは非常に厳しい状況にある。また、実務家教員も個人事務所形態がほとんどである地方では、事務所経営を維持しつつ、他方で法科大学院での教育に従事するといったぎりぎりの状況にある。こうした環境及び人材不足という状況の中で、地方の法科大学院教育において将来の法曹として修得すべき教育内容、レベルからその教育方法を確定し、標準化していく作業は必要不可欠の反面、困難な側面が大きい。

第二に、②多様な専門性ある教育の提供という観点からは、特に地方の法科大学院教育において不十分さを否認しない。各地方の法科大学院では、それぞれ特色のある教育を義務づけられてきたが、その提供できる特色ある教育、いわば専門性を有した教育は一つないし二つ程度の分野しか提供できないのが、現実である。しかし、現在そして将来において、社会それ自体が多様化していくことと相関して、法曹の業務自体にも多様性が求められ、今後、専門化が推進されていくことが予測される。係る状況においては、複数の専門性ある教育システムが要求されてくるように思われる。これを、地方の大学が単独で実施していくことは極めて困難な状況になると思われる。

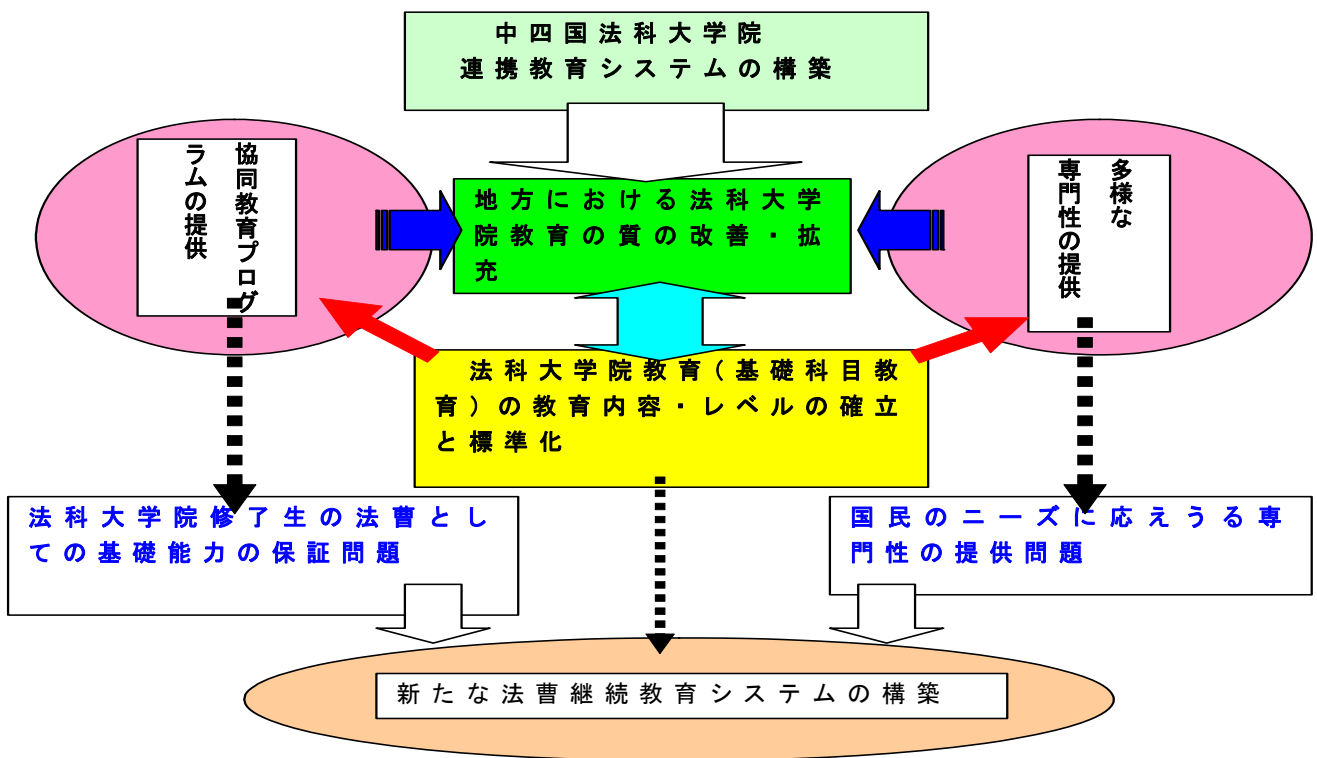
その他、地方における法科大学院で今後顕著にその影響がでてくることが考えられるものの一つに、法科大学院が担うことになった実務教育の問題がある。つまり、制度設計上、単位数の限定、履修上限などにより、限られた実務教育しかできていない現実がある。そこで、法曹として本来有すべき実務能力を身に付けさせる上では、従前の法科大学院の教育システムを改善させていく必要がある。

2) 取組の趣旨・目的

そこで、当該取り組みは、特に上記①教育内容(レベル)・教育方法の確定と標準化の問題と②多様な専門性ある教育の提供の問題に答えるべく、「地方法科大学院における法曹養成教育の質の改善・拡充」を目指し、その新たな教育システムの構築を目的とするもの

である【期待する取組(1)②対応】。この目的実現のためには、現状においては、地方の法科大学院において単独で新たな教育システムを構築することは、人的、物的リソースを考慮すると非常に厳しい現実に直面することになる。むしろ、法科大学院と弁護士会が密接に連携したすでに形成されているネットワークをさらに発展させていくのが最も現実的かつ合理的であると考え。地方、特に中四国においては、そのリソースからして個々の法科大学院と弁護士会が密接に連携して法科大学院教育を実施せざるを得ず、かつこれまで教員派遣などで連携体制をとってきた。そこで、本取組は、個々の法科大学院の連携関係を中四国全体に拡張し、その経験を活かしつつ、新たに中四国法科大学院が連携し、「共通の教育プログラム・教育方法」を協同で開発し、それらの充実と厳格な成績評価システムの構築を図り、他方で相互授業参観などの実施などによる効果的なFDシステムの開発を試み、法曹教育の質を高めた共同教育システムの構築をめざすものである。

【目 的】



3) 取組の将来構想

なお、法科大学院における教育の質の拡充を目的とした新たな法科大学院教育は、将来的には、上記の問題を共通に有している法曹継続教育システムと連動する。それゆえ、地方において司法制度改革で要求された「プロセスによる法曹養成」を実質化する新たな法曹養成制度の構築をも視野に入れるものである。

(2) 取組の実施体制等

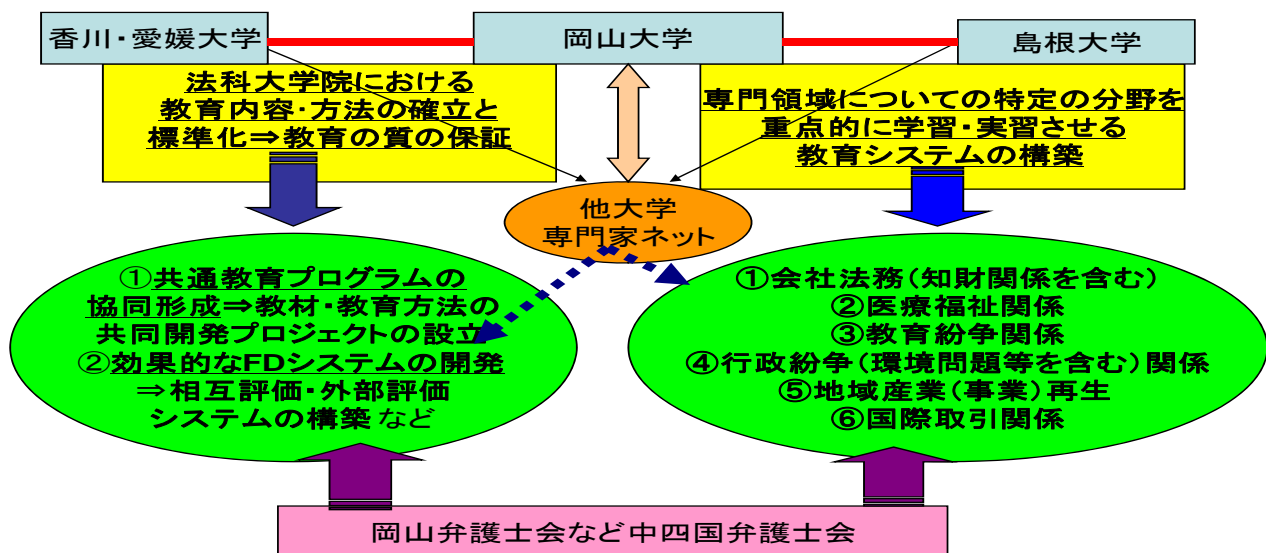
1) 実施体制

上記の目的実現のためには、現状においては、中四国の法科大学院が連携して、協同して教育システムを構築し、その教育プログラムを実施することが不可欠である。そして、

各中四国の法科大学院と密接に連携し、併せて、弁護士会との協力の下、IT教育ツール、人的な相互交流、単位互換制度の活用などを通して、ネットワークを形成していくのが最も現実的かつ合理的であるとする。

当該取組の組織については、附設法律事務所、専門家ネットワークを擁し、実務教育に関する多くのノウハウを有し、その成果を発信してきた岡山大学法務研究科（法科大学院）に連絡事務局を組織し、他の中四国の法科大学院および弁護士会とネットワークを形成し、将来的には、共同大学院などの連携した組織の形成を目指していく。また、法曹継続教育を現在の法科大学院教育と連動させることで、学生の専門性習得に対する意識を高め、教育効果の向上が期待できるものとする。なお、本取組は、当面は地域的に近隣関係にあり、既に連携協力体制を協議し、基本的に了承している岡山大学、島根大学、香川大学（愛媛大学）の三つの法科大学院が連携し、共同教育プログラムの開発をめざしていく。そして、岡山では岡山弁護士会、島根では島根県弁護士会、鳥取県弁護士会、香川では四国弁護士会連合会に協力を依頼し（基本的理解は得ている）、また、岡山ではすでに形成している専門家ネットワークを山陰地方、四国地方に拡充し、これらの連携により、特に外部授業参観等のFDシステムの構築と専門的知識の提供に協力してもらい、下記の取組を実施していく。なお、岡山弁護士会支援委員会、岡山大学法科大学院専門家ネットワーク（資料①）の機関は、連携機関として取組の実施に協力してもらうことが委員会、例会において了承されている。連携実施体制を概念図化すると以下ようになる。

連携実施体制



2) 取組の内容

上記したように、本取組計画において対象とする問題は、以下の2つに絞られる。

①教育内容・レベル及び教育方法の確定と標準化の問題

②多様な専門性ある教育の提供問題

これらの問題の解決のために、個々に以下の連携した取組を実施していく。

(A)教育内容・レベル及び教育方法の確定と標準化（①問題）への対応

「理論と実務を架橋する教育」をいかに実現するか、これが法科大学院教育における共通の目標である。しかし、その理解は、各法科大学院で統一化されたものではない。単に実務家と研究者教員が授業を実施するだけでは意味はない。そのためには、**法科大学院での教育内容、レベル及びその教育方法についての共通認識の形成**が不可欠である。しかし、各法科大学院の教育が本来有すべき内容とレベルを備えているか検証されてないままである。近時、コア・カリキュラム策定の動きもある。ただ、その確立は将来である。また、教育方法自体も双方向、多方向授業と言われるが、十分に確立したものではない。そもそも、法科大学院教育と言っても、これまでは大規模校を中心に議論されてきた傾向にある。しかし、実情がまったく異なる地方の法科大学院での環境において、どのような教育方法が最善のものかについては、これまでほとんど議論も検証もなされていない。そして、将来的に法律基礎科目での連携、さらに統合までを図ることを考慮する場合には、地方におけるこの教育内容・レベルの確定と標準化、さらに教育方法の確立は避けて通れない。

そこで、これらの課題を克服する試みとして、以下の取組を実施することにしたい。

- (A) - 1 : 教材・教育方法の共同開発プロジェクトの設立
- (A) - 2 : 教育方法の連携研修体制の形成
- (A) - 3 : 教育内容・方法に関する相互評価・外部評価システムの構築

「理論と実務を架橋する教育」を実現し、法科大学院の教育の質向上にもつなげる上記の課題克服には、第一に、その教材開発が不可欠である。岡山大学法科大学院において、法科大学院での教育内容（レベル）、教育方法についての共通認識の形成について最も成功したと思われるのが、実務家教員と研究者教員（実体法と手続法教員）との協同作業による教材及び問題作成である。これは、教員の負担は大きいですが、協同授業を実施し、教育方法を含めて共通認識が形成され、教員の自己研鑽に資する点が大である。この方式を、中四国の法科大学院連携においても実施する意義は大きい。各大学院教員間で共通認識が形成されれば、それが標準化となりうるし、新たな視点が加わることにより、より実践的な優れた教材、教育方法を提供できるからである。また、教材作成の負担も多数の大学が協力することで相互に軽減される。そこで、**(A) - 1 : 教材・教育方法の共同開発プロジェクトの設立**を取組内容の第1とする。そして、このプロジェクトでは、実務家の協力も不可欠である。この点につき、岡山大学が組織する「岡山大学法科大学院専門家ネットワーク」と「附設法律事務所」（資料④）という両輪の支援体制があり、これを積極的に活用していきたい。また、専門家ネットワークは、山陰地方、四国地方にも拡充させ（もしくは各地域にネットワークを組織してもらい、それらを連結して）、取組の実施に当たる。なお、各大学間ではカリキュラム、成績評価の仕組みが異なっており、それらの調整を含めて、「共通教材作成のための科目別ワーキング・グループ（WG）の設置」予定である。教材作成は、成績評価、教育方法を意識せずにはできない。それゆえ、この作業はより厳格・公正な成績評価システムの構築と密接不可分なものとなる。

次に、このプロジェクトを通じて教育方法も改善されうる。教材と教育方法はセットだからである。この点で、**(A) - 2 : 教育方法の連携研修体制の形成**を行う。この関係では、「各法科大学院間での教育方法研究のための模擬授業と意見交換会の実施」を予定している。そして、これらの内容を相互に評価し、また外部からの評価を受けることが重要

であり、それをフィードバックして初めて意味を有してくる。第三の取組である **(A) 3 : 教育内容・方法に関する相互評価・外部評価システムの構築** である。岡山大学では、すでに弁護士会との共同により、会所属弁護士による外部授業評価を制度化しており(資料②、③参照)、これをモデルとして各法科大学院間での実施を試みる。そのための施策として、各法科大学院間での相互授業参観と意見交換会を定期的に実施する。また、中四国の法科大学院相互間だけでなく、外部の識者からなる『外部評価委員会』を設置し、この連携事業を評価してもらい、かつ法曹に必要な素養、あるべき教育方法等について意見を聴取し、教育内容・方法等の改善をめざす。こうした作業を経て、開発した共通教材により実施可能となった科目の「連携授業」を行っていく。

(B) 多様な専門性ある教育の提供 (②問題) への対応

②の問題については、専門領域についての特定の分野を重点的に学習・実習させる新たな法科大学院教育システムの構築を行う。現在、各法科大学院では、それぞれ特色のある専門性を有した教育科目を提供してきたが、学生の選択肢としては少ない。地方では、専門性を有した教育は一つないし二つの分野しか提供できないのが現実である(資料⑤参照)。しかし、上記のように今後は、多様な専門教育システムの提供が要求されてくるように思われる。そのための多様な専門性の提供を目的とした連携教育システムの確立を取組内容として実施していく必要がある。そして、連携三大学の従前の実績(様式6参照)と既存のカリキュラムから考慮して、この取組で予定する重点専門領域は以下のものを考えている。

- ①会社法務(知的財産権部門を含む)、
- ②医療・福祉関係(障害者・高齢者問題などを含む)、
- ③教育紛争関係、
- ④行政紛争(環境法関係問題等を含む)関係、
- ⑤地域産業(事業)再生
- ⑥国際取引関係(東アジア地域を中心に)

なお、これらの領域等については、連携大学院との協議の下、改めていく予定である。本取組みでは、上記6つの分野で専門的知識を有する法曹育成を実現できる専門教育体制の確立をめざす。基本的には、各法科大学院で展開・発展科目を中心とした特色あるプログラムを提示してもらい、連携した共同プログラムの作成が可能である分野ではその作業を行い、その上で、各法科大学院学生が履修できる環境を整備していく。学生にとって多様な選択肢が増えることは非常に大きなメリットと思われる(資料⑤参照)。また、例えば、平成19年・20年度において岡山大学法務研究科は、「医療・福祉分野での地域連携法曹教育の確立」という事業名称で専門職大学院等教育推進プログラムに採択されている。これは、この分野での医療・福祉関係に特化した取組であり、本取組は、多様な専門性の提供という点で利用可能であり、かつそのノウハウは連携体制で活用できるものとする。これも連携のメリットであり、各大学はそのソフトを共同利用できることで教育の質をより高め、充実させることが期待できる。

(C) **効率的教育実施環境の整備**

上記(A)、(B)で掲げた取組をより効率的かつ有効的に実施するためには、教育環境整

備が不可欠である。そのためにまず、既存の活用できるIT教育ツールなどの改善、人的交流の可能性をさぐり、各法科大学院間での調整を実施する。特に、多大学間での連携授業が円滑に実施できるためには、遠隔授業システムの導入が必要である。様々なツールを活用する形での地域間、教員間での効率的教育実施環境を整えたい。

3) 実施計画（取組の全体スケジュール）

①平成20年度

その計画としては、まず初年度(20年度)において、以下の二つの取組を中心に実施する。

(A) 教材・教育方法共同開発研究プロジェクトの立ち上げ（法律基礎科目をも含む）

⇒教育内容（レベル）・方法の確定・標準化のため

(B) 多様な専門性の提供を目的とした連携教育システムの確立

⇒特定の専門領域について重点的に学習・実習させる教育システム構築のため

(A) については、各法科大学院との協議のうえ、まずは法律基礎科目のうち連携可能なものから教材・教育方法共同開発研究プロジェクトを立ち上げる。岡山大学では、ハンドメイドの教材作成を原則として、教材開発を実践してきた。特に、実務家教員と研究者教員による協同の教材作成作業は、外部の授業評価の弁護士などからかなり優れた教材を作成したと評価されている。また、教育方法に関しても、外部授業評価システムを制度化し、月に1回岡山弁護士会会員による授業参観を実施し、そのレポートに基づくフィードバックも実施してきた（資料②、③）。そこで、その経験をベースにして、各法科大学院での教材、教材作成方針、作成方法等についての情報交換、意見交換を実施しながら、共同教材・教育方法開発の基本方針を定立する。そして、いくつかの連携可能な科目で教材の協同開発を行い、それに基づく模擬授業を実施するなどして教育方法の開発を並行して行う。そして、この関係において、以下の取組の実施計画を作成し、実行する。

ア) 各法科大学院間での相互授業参観と意見交換会の実施（授業期間中月1回程度）

イ) 教育方法研究のための模擬授業の共同実施（年4回程度）

ウ) 共通教材作成のための科目別ワーキング・グループの設置

エ) 外部意見照会のための外部評価委員会の設置

オ) プロジェクト成果公表と意見交換のためのシンポジウム、セミナー等の開催

なお、平成20年度は、申請が採択されてからの時間的余裕がないことから、まずはア)～ウ)の取組を実施する。エ)はすでにメンバー選定作業に入っており、設置は問題ない。但し、連携事業の本格的評価活動は21年度以降となる。オ)は年度末実施を予定している。

(B) については、現在検討予定としている重点専門領域は、前述（9頁）の6つである。これらを中心にする専門教育体制の確立をめざす。まずは各法科大学院で展開・発展科目を中心とした特色あるプログラムを提示し、そこで、各法科大学院が利用できるプログラムの確定作業を行う。併せて、本取組の連携法科大学院間で共同して実施する専門教育プログラムの開発を試みる。この点についても、実際のプログラム作成のため各法科大学院で共同のワーキンググループを設置し、平成20年度は少なくともその原案作成をめざす。

また、地域間、教員間での効率的教育実施環境を整備していくために、また大都市との

格差是正及び各大学・弁護士会間のコミュニケーション促進の手段として、各大学院でのIT教育ツールの相互利用等の可能性の確認と検討作業を行う。そして、活用できるIT教育ツールなどの改善、遠隔授業システムなどの新たなツールの設置を行う。

②平成21年度

平成21年度では、20年度に作成した教育システム原案、教材、教育・実務実習プログラム原案に基づく教育の実践を、実働可能な部分でまず実施し、そこで浮かび上がる問題点の検証等を実施して、プログラムの改善を行う。また、教育方法等についてFD活動のフィードバックを実施していく（20年度から継続）。21年度は、教育プログラム原案及び教育方法における問題点抽出と検討、改善が中心となる。また、今回の取組は、現実的には平成22年度に当該プログラムによる教育を実施していく計画となる。つまり、平成22年度以降に、各法科大学院で中四国の法科大学院及び弁護士会が連携して理論教育・実務実習プログラムに基づく新たな法科大学院教育システムの実践を行う。それゆえ、平成22年度以降の体制に向けた環境整備がこの年度の重要な取組となる。したがって、この年度では、モデルケース的に一定の準備が整った科目での「連携授業」等を実施し、それらを検討・検証していく作業と次年度以降のカリキュラム変更等について検討・策定する。

（3）取組の特色

「理論と実務を架橋する教育」をいかに実現するか、これが法科大学院教育における共通の目標である。これまでは、各大学単独で実施してきたが、相互に異なる内容になっている。しかし、司法制度改革の一環として、法科大学院が法曹養成を担うためには、法科大学院での教育内容、レベルについての共通認識の形成が不可欠であり、そのために本取組が必要である。本取組の特色は、以下の点にあり、類似する取組はない。

- ①中四国の法科大学院が連携した授業である点
- ②単なる単位互換でなく、その前提を形成する教育内容、レベル、方法において共通認識を形成するために、共同教材作成を法律基礎科目でも実施する点
- ③学生の教育効果を高めるため、遠隔授業システムの改善等の環境整備を充実させる点
- ④継続的法曹教育を視野に入れた取組である点
- ⑤外部評価、相互評価を積極的に取り入れた取組である点

（4）関係団体等との連携

岡山大学では、岡山弁護士会法科大学院支援委員会とは月1回の会議を開催し、外部授業評価などのFD体制への協力を実施してきており（資料②、③参照）、さらには継続教育を含めた協力体制などに関する議論を深めてきた。

また、連携機関として岡山大学法科大学院専門家ネットワークがある。これは、専門家の協働による地域社会の紛争予防・処理の推進を図る活動を目的として、平成17年に設置され、医師、建築家、公認会計士、税理士など現在53名の会員で構成されている。協働・協力体制が確立しており、FD体制への協力へも了解を得て、活動も行っている。これらとの連携の具体的効果については前述した（資料①参照）。

岡山大学、香川大学、愛媛大学は、名古屋大学を中心とした実務教育映像教材作成など

の取組（PSIM）に積極的に参加し、模擬裁判、刑事、民事ロールプレイで教材作成、ティーチングマニュアル作成などを中心的に手がけてきた。この取組は、実務実習教育に特化したものであるが、その連携方法、教材作成の手法等のノウハウは、実務教育以外を対象とする本取組においても有益に機能すると思われ、また情報交換を通じて新たな知見の発見も期待できる。それゆえ、これら連携先との協力関係を継続し、また深めていきたい。

なお、本取組においては、法科大学院の教育内容・方法の質の改善をめざしており、その実現のためには、外部の有識者による評価委員会の設置が不可欠であると考え、三大学連携事業に関する評価委員会の設置を行う。その評価に基づき、点検、改善等を実施していく。外部評価委員には、外部の弁護士、裁判官経験者、研究者などをあてる。

また、中四国には、他に広島大学、広島修道大学の法科大学院があり、地域的關係上今回はプロジェクトの参加メンバーではないが、外部評価等では協力を求めている。

（５）取組の有効性

本取組は、上記問題意識を共通にした中四国の法科大学院が連携して事業を行うものであり、協同教育システムの構築により法科大学院教育において期待できる成果として、

- ①大学間の連携による教育の質の向上⇒教育内容・レベルの標準化と教育方法の確立
- ②新たな教育プログラム提供による法科大学院学生への刺激及び知的好奇心の向上
- ③法科大学院学生に、本来学び、修得すべき専門知識、スキルについて再確認させ、受験勉強に偏りがちな姿勢を修正させる契機を与えること
- ④第三者による評価、他大学の教員、学生とのコミュニケーションによる、自己点検やコミュニケーション能力の向上⇒FD体制の充実と改善
- ⑤大学間の連携による負担等の軽減と大学間の競争による活性化

などを挙げることができる。本取組は、共有認識の形成と相互交流が前提であるので、これらの成果は常に連携校間で共有されることになる。補助事業期間2年では、この取組の期待される成果はまだ十分達成される形にならないが、本取組は、期間後も継続する取組であり、この期間内にその前提が完成できればよいというのが連携校間の合意である。そして、また、継続することで法曹の継続教育体制が可能になると、さらに以下のような成果が期待できる。①若手法曹の質の向上、②地方での法サービスの質的、量的向上、③専門性確保による法サービスに関する大都市等との地域格差の是正、④法科大学院教育への信頼性の向上などである。それゆえ、この取組は地方における法科大学院連携のモデルとなりうる。

（６）取組経過や成果等に関する情報の提供方法

これに関しては、上記のように、シンポジウム等を開催して、積極的に公表していく予定である。また、教材等の教育プログラムの成果物は、岡山大学の紀要「臨床法務研究」に掲載していく。可能であれば、成果物を書籍ないしDVDの形で公刊する予定である。なお、外部評価の結果等については、ホームページなどを活用して公表していく予定である。公表は原則一般公開である。